# 岡山大学医学部共同実験室 学外者利用について

令和7年4月

# 岡山大学医学部共同実験室設置機器・設備の学外者利用について

## 1. 目的

岡山大学医学部共同実験室が保有する分析機器等の有効利用を図り、開かれた大学と して地域貢献し、もって収入確保を目指す。

獲得した資金は、岡山大学医学部共同実験室の設備充実・機器更新、保守費用等に充 当する。

#### 2. 学外者の定義

他の大学、研究機関等の職員及びその他医学部共同実験室長が特に認めた者とする。

# 3. 学外者の使用について 資料1のとおり

# 4. 使用料金

別途,学外料金一覧参照

## 5. 支払について

使用後、岡山大学からの請求により、現金払い又は銀行振込により支払う。

#### 岡山大学医学部共同実験室の機器・設備の学外者使用に関する要領

- 第1条 この要領は、外部の研究者等(以下「学外者」という。)に、岡山大学医学部共同 実験室(以下「共同実験室」という。)の機器・設備(以下「機器等」という。)を開放 し、機器等の有効活用を図ることを目的とする。
- 第2条 学外者は、機器等の使用を希望する場合、事前に別紙「岡山大学医学部共同実験 室学外者使用申請書」を共同実験室長(以下「室長」という。)に提出しなければならな い。
- 第3条 室長は、前条の申請内容を適当と認めた場合、機器等の使用を許可する。
- 2 室長は、前項の権限を共同実験室各分室長に委任するものとする。
- 第4条 室長は、本学の教育研究に支障のない範囲において、使用者に機器等を使用させるものとする。
- 第5条 機器等の使用時間は、原則として月~金曜日(祝日を除く)8時30分から17 時00分までとする。
- 第6条 使用者は、共同実験室専任職員(以下「専任職員」という。)から機器等の使用説明及び指導を受けた後、原則として自ら機器等を運転・操作するものとする。
- 第7条 使用者は、善良な管理者としての注意義務をもって、機器等を使用しなければならない。
- 第8条 使用者は、機器等の使用要領及び専任職員の指示に従わなければならない。
- 第9条 使用者は、機器等の設置された実験室等の清潔を保たなければならない。
- 2 使用者は、機器等使用後は、速やかに整理整頓を行い、備え付けの使用ノートに必要 事項を記入し、専任職員に使用終了の連絡をしなければならない。
- 第10条 使用者は、病原性その他危険なもの又は化学物質を使用する場合、事前に専任職員の許可を得なければならない。
- 2 前項の場合、使用者は、機器等使用後の消毒など、万全の措置を講じなければならない。
- 第11条 使用者は、機器等使用中の事故について、その責めを負うものとする。ただし、 共同実験室の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 第12条 使用者の過失により機器等が故障した場合、使用者は修理費用を負担しなければならない。
- 第13条 使用者は、機器等の使用にあたり、別に定める使用料及び消耗品費等を負担しなければならない。
- 第14条 機器等の使用料金は、銀行振込又は現金による後払いとする。
- 第15条 使用者は、この要領に違反し又は機器等の使用にあたり他人に迷惑を及ぼして はならない。
- 2 室長は、前項の行為を確認した場合、使用者に機器等の使用禁止を命じることができる。
- 第16条 使用者は、機器等を使用して得た成果に関する論文等を、可能な限り共同実験 室に提出するものとする。

附則

この要領は、令和3年2月1日から実施する。

# 岡山大学医学部共同実験室 学外者使用申請書

<u>NO.</u>
------------

岡山大学医学部共同実験室長 殿

下記のとおり使用したいので許可願います。 なお、使用に際しては別途要領に従います。

申請区分	新規・	更	新	申請年	月日	令和	年	月	日
所属機関 所属機関				使 用	所属・職名	3			
別馬饭筒				責任者	氏 名				E
# m * < 5				\ <del>+</del> \\\ \\ \\	メールアト゛レス				
使用者氏名		(計 人)	連絡先 )	TEL	: (	)	_		
	共同実験室	全機	器・設備(		I.				
使用機器	(使用予定の	<del></del>	記入してくた	さい。)					
・設備名									
使用期間	————— 令和	——— 年	月	日 から	 令和	—————————————————————————————————————	3 月 3	1 🗆	 まで
(年度毎に更新)	ተን ተሀ	<del>+</del>			ጥ ተሀ	<u>+                                     </u>	эдз	' Р	<del>م</del> د
使用目的									
C/13 E 43						( إ	具体的に記	記入してく	ださい)
支 払 方 法	銀行振	<u>.</u>	現金都度払	ない (左記の	いずれかる	と〇で囲ん	でくださ	(N)	
フリガナ									
請求書・領収書宛名 (全角 22 字以内)									
請求書·領収書	住 所	. =							
送 付 先	機関名・氏名								
* 銀行振込みの	<u> </u> D場合は、納 <i>入</i>	#BRR (■		の翌日本日)					
				ルエハベロ/ E生する場合が。	あります。		共同実施	験室	
							分室長承		
* 申請書提出	先 〒700-8	8558 F	岡山市北区原	鹿田町 2-5-1	岡山大岩	学医学部	共同実	験室	
								者は以下記	己入不要です
岡山	大学医	学部是	共同実際	族室 学	外者使	用許	可書		
								NO.	
						殿			
							=		
・使用機器・言	没備名	共同実	験室 機器	・設備(学を	<b>卜</b> 対象)				
・使用期間	令和 :	年	月 日	~ 令和	年3	月 3 1	日		
				記の申請内容	容にて、化	 使用を許	可いたし	 ,ます。	
					令和	_	月	日	

なお、期限までにお支払いいただけない場合、 延滞金をいただく場合があります。

岡山大学医学部共同実験室

# 学外者利用について

https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/gakugai/gakugairiyou.html

# 料金一覧

https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/gakugai/gakugairyoukin.pdf

# アクセス

https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/main/access.html

# 岡山大学医学部共同実験室

〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1 TEL 086(235)7472 FAX 086(235)7483

https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/